

発議第3号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則（昭和42年4月1日市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和3年3月23日提出

提出者 高山市議会議員 水門義昭

賛成者 高山市議会議員 車戸明良
上嶋希代子
岩垣和彦
渡辺甚一
山腰恵一
中谷省悟

提案理由

高山市行政組織条例の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>商工観光部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>海外戦略部</u>の所管に関する事項</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>ク 支所の農政部、林政部、<u>商工観光部</u>、建設部、都市政策部及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p>ケ（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>商工労働部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>飛騨高山プロモーション戦略部</u>の所管に関する事項</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>ク 支所の農政部、林政部、<u>商工労働部</u>、<u>飛騨高山プロモーション戦略部</u>、建設部、都市政策部及び水道部関係の所管に関する事項</p> <p>ケ（略）</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。